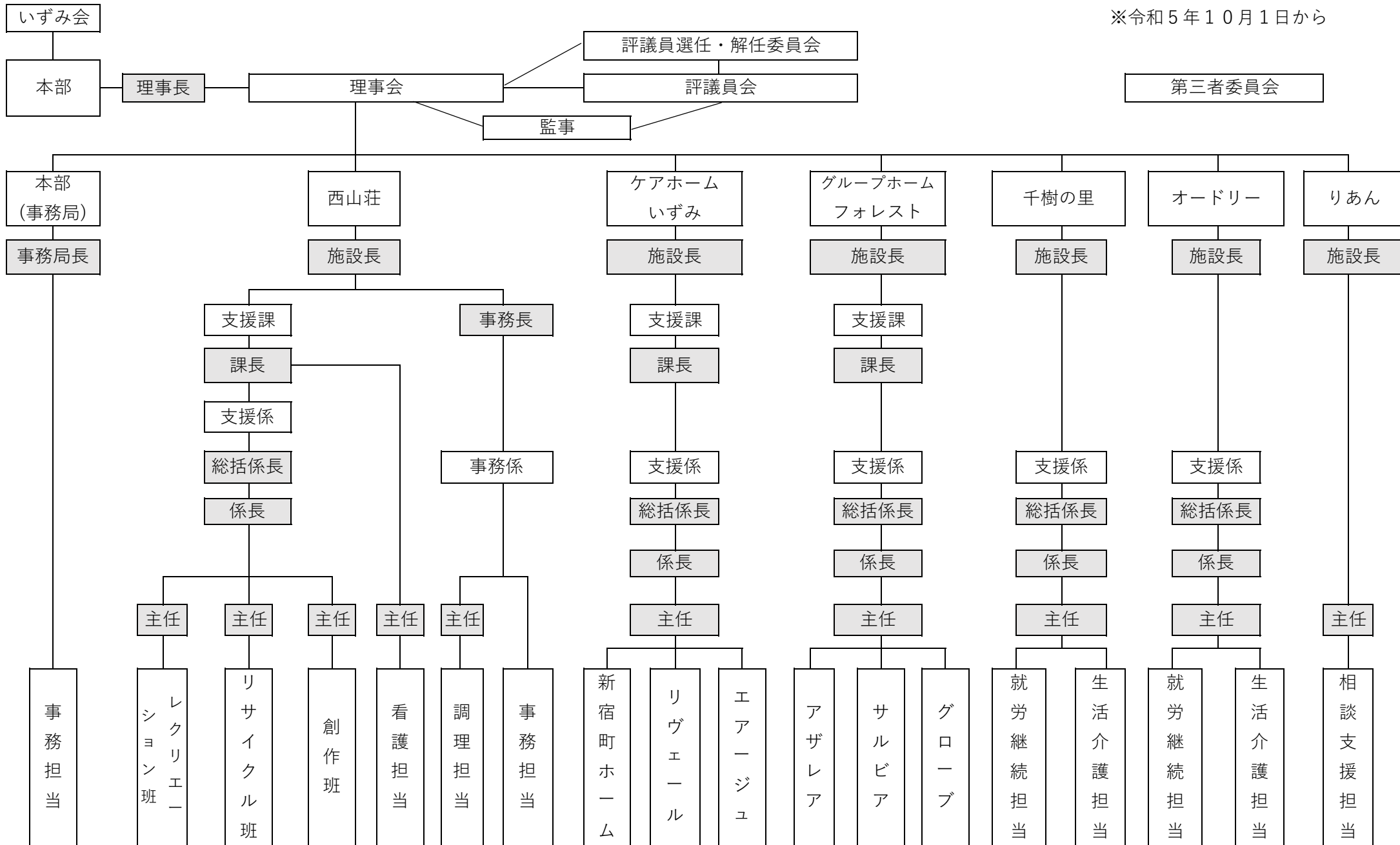


※令和5年10月1日から



各事業所には、施設長を就ける。

各課・係には、長を就ける。

各担当には、主任を就ける。

適任者がいない場合は空席もしくは兼務とする。